

## 令和 8 年度 岩本第 2 橋架替測量設計業務委託特記仕様書

1. 委託番号 令 8 道改委第 2 号
2. 委託名 令和 8 年度 岩本第 2 橋架替測量設計業務委託
3. 委託場所 菊池市旭志弁利地内
4. 委託期間 契約日の翌日より令和 8 年 12 月 15 日まで

### 第 1 章 総則

#### 1-1 適用

本業務を遂行するに当たっては、この特記仕様書によるほか一般的な事項については、熊本県設計業務等共通仕様書及び日本道路協会、土木学会制定の各種示方書、指針によらなければならない。

#### 1-2 作業理念

本業務を遂行するに当たっては、菊池市の意図及び目的を十分理解した上で業務に精通した経験者を主任技術者に定め、かつ適切にして十分な人員を配置して目的を達成するように実施しなければならない。

#### 1-3 管理技術者・照査技術者・着手届・工程表

契約者は前項に定める管理技術者及び照査技術者の経歴書、資格を確認できる書類、着手届及び工程表を契約締結の日から 14 日以内に提出しなければならない。

#### 1-4 主任技術者等の変更

菊池市公共工事関係業務委託契約約款第 10 条・11 条を適用する。

#### 1-5 機密の保持

設計内容については機密を保持し成果品はすべて市に提供するとともに本契約期間後といえども本成果品の第三者への提示は市の承認をうけなくてはならない。

### 第 2 章 業務内容

#### 2-1 測量設計延長 L=30m

用地測量 A=1,100m<sup>2</sup>

橋梁詳細設計 n=1 橋

旧橋撤去設計 n=1 橋

#### 2-2 測量業務内容

##### 縦断測量

路線延長 30m の縦断測量を行うこと。取付道路についても行うこと。

##### 横断測量

起終点を含め、20m 間隔で横断測量を行うこと。測量幅は 16m とする。なお、変化点など必要な箇所は 20m 間隔によらず、横断測量を行うこと。取付道路についても行うこと。

##### 復元測量

地籍調査が済んでいる地域であるが、境界杭が紛失していると思われるため、買

収が必要な土地について、境界確認に必要な境界点の復元を現地にて行うこと。なお、実施時期については、監督員と協議のうえ決定すること。

地積測量図、土地実地調査書作成

分筆登記をする際に必要となる地積測量図及び土地実地調査書を作成すること。なお、地積測量図には図根点1点から筆界点1点までの距離を記載すること。

用地幅杭設置測量

路線延長 30m の用地幅杭設置測量を行うこと。なお、設置時期については、監督員と協議のうえ決定すること。

## 2-3 測量設計に関する注意事項

本業務は道路橋示方書（H29年）改定による修正設計とする。

本業務の橋梁詳細設計については、設計計画の変更はないものとする。

測量に入る場合は、区長及び関係住民への連絡を十分に行なうこと。

※ 本業務の契約社には過年度実施の橋梁設計関係調書、データ等を修正設計参考資料として貸与する。

## 第3章 設計成果品

### 3-1 成果品形式

図面を除く成果品はすべてA4判とする。その他のサイズの用紙を使用する場合は、別途、監督員と協議すること。なお、成果品の中表紙（分冊の場合は分冊毎）に管理技術者及び照査技術者の職名及び氏名を明記し、押印のうえ提出すること。

### 3-2 成果品

- |                                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
| 1. 概要書及び設計図・数量計算書（A3に製本した図面を含む） | 1 | 部 |
| 2. その他実施に要する参考資料                | 1 | 部 |
| 3. 電子納品成果品                      | 1 | 部 |
| 4. 完了届・成果品納入書・請求書               | 1 | 部 |

### 5. 報告書の注意事項

- 1) 計算に用いる公式、図表等はその出典を添付するものとする。
- 2) 電子計算機を利用した場合、設計条件（フローチャート）を示し、人力条件、出力データを見やすく明記すること。又、出力データを他の計算に用いる場合は、その数値の出典を明示すること。

### 6. 業務カルテの登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額 100 万円以上の業務について、受注・変更・完了・訂正時に実績情報システム（TECRIS）に登録しなければならない。登録にあたっては、事前に登録内容について監督職員の確認を受けなければならない。なお、受注時は契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする。）

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ち

に監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## 第4章 電子納品

### 4-1 電子納品に関する基準

電子納品に関する基準は「熊本県電子納品運用ガイドライン（案）」（以下、熊本県ガイドライン）によるものとする。

### 4-2 電子納品

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、熊本県ガイドラインに示すファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、監督員と協議する。

### 4-3 電子納品事業

本業務は、電子納品は必須とし、レベルは3とする。

### 4-4 電子化に要する費用

電子化に要する費用は印刷製本費に含まれているものとする。ただし、電子化が困難なもので、特に監督員が必要と認めた場合は、別途協議により必要な経費を印刷製本費に加算し、設計変更で対応する。

## 第5章 その他

### 5-1 受注者に対する暴力団等による不当介入の排除

暴力団等又は暴力団等関係者から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を遵守すること。なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行う。

1. 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。
2. 警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告すること。  
また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議をすること。
3. 本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「菊池市設計業務等におけるウィークリースタンス実施ガイドライン」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むものとする。